明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一三二）　一
〔告　示〕
○高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等（厚生労働四五七）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一一一～一一一七）　四
○道路に関する件（関東地方整備局三九二）　五
○都市計画に関する件（同三九三）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局二〇六）　六
○道路に関する件（中国地方整備局一八六）　七
○道路に関する件（九州地方整備局二三七、二三八）　九
○道路に関する件（北海道開発局一四八）　一〇
〔公　告〕
官庁
建設業の許可の取消処分関係
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会落札、東日本高速道路株式会社工事開始、弁理士登録、型式部材等製造者の認証、プログラムの著作物に係る登録、企業年金基金変更関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第百三十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十五条の四、第百三条第一項及び第百十三条の規定に基づき、高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令

高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」の下に「・第一条の二」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第一条第四号中「気閘室」を「気こう室」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　高気圧障害　高気圧による減圧症、酸素、窒素又は炭酸ガスによる中毒その他の高気圧による健康障害をいう。

第一条に次の一号を加える。

六　不活性ガス　窒素及びヘリウムの気体をいう。

第一章中第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（事業者の責務）

第一条　事業者は、労働者の危険又は高気圧障害その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三条（見出しを含む。）及び第四条から第六条までの規定中「気閘室」を「気こう室」に改める。

第七条第三項及び第四項中「気閘室」を「気こう室」に改め、同条に次の一項を加える。

6　事業者は、高圧室内業務（圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務に限る。第十二条の二、第二十条の二及び第四十二条第一項において同じ。）を行うときは、気こう室に自記記録圧力計を設けなければならない。

第七条の二中「気閘室」を「気こう室」に改める。

第七条の三中「気閘室」を「気こう室」に、「は握」を「把握」に改める。

第八条の見出しを「（空気槽）」に改め、同条第二項中「予備空気槽は」を「予備空気槽は」に改め、同項第一号中「予備空気槽」を「予備空気槽」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　予備空気槽の内容積は、厚生労働大臣が定める方法により計算した値以上であること。

第十条第二項第二号中「炭酸ガス及び」を「酸素、炭酸ガス及び」に改め、同項第五号及び第六号中「気閘室」を「気こう室」に改める。

第十一条中「気閘室」を「気こう室」に改める。

第三章第二節中第十三条の前に次の一条を加える。

（作業計画）

第十二条の二　事業者は、高圧室内業務を行うときは、高気圧障害を防止するため、あらかじめ、高圧室内作業に関する計画（以下この条において「作業計画」という。）を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2　作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一　作業室又は気こう室へ送気する気体の成分組成

二　加圧を開始する時から減圧を開始する時までの時間